

地方税法施行令（政令）

（法第 382 条の 3 の者等）

第 52 条の 15 法第 382 条の 3 に規定する政令で定める者は、次の表の上欄に掲げる者とし、同条に規定するこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の中欄に掲げる固定資産とし、同条に規定する固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち政令で定めるものは、同表の上欄に掲げる者について、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

1 土地について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る。）を有する者	2 家屋について賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る。）を有する者	3 固定資産の処分をする権利を有する者として総務省令で定める者	4 民事訴訟費用等に関する法律（昭和 46 年法律第 40 号）別表第 1 の 1 の項から 7 の項まで、10 の項、11 の 2 の項口、13 の項及び 14 の項の上欄に掲げる申立てをしようとする者
当該権利の目的である土地	当該権利の目的である家屋及びその敷地である土地	当該権利の目的である固定資産	当該申立ての目的である固定資産
法に規定するすべての登録事項	法に規定するすべての登録事項	法に規定するすべての登録事項	法第 381 条第 1 項から第 5 項までに規定する登録事項

地方税法施行規則（総務省令）

（政令第 52 条の 14 の表の第 4 号の者）

第 12 条の 4 政令第 52 条の 14 の表の第 4 号に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 1 所有者
- 2 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 74 条の規定により破産管財人に選任された者及び同法第 91 条第 2 項の規定により保全管理人に選任された者
- 3 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 30 条第 2 項の規定により保全管理人に選任された者及び同法第 42 条第 1 項の規定により管財人に選任された者
- 4 預金保険法（昭和 46 年法律第 34 号）第 77 条第 2 項の規定により金融整理管財人に選任された者及び同法第 126 条の 5 第 1 項の規定による特定管理を命ずる処分があつた場合における預金保険機構
- 5 農水産業協同組合貯金保険法（昭和 48 年法律第 53 号）第 85 条第 2 項の規定により管理人に選任された者
- 6 保険業法（平成 7 年法律第 105 号）第 242 条第 2 項の規定により保険管理人に選任された者
- 7 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 132 号）第 11 条第 2 項の規定により金融整理管財人に選任された者
- 8 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により管財人に選任された者及び同法第 79 条第 2 項の規定により保全管理人に選任された者
- 9 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成 12 年法律第 129 号）第 32 条第 2 項の規定により承認管財人に選任された者及び同法第 51 条第 2 項の規定により保全管理人に選任された者

(政令第 52 条の 15 の表の第 3 号の者)

第 12 条の 5 政令第 52 条の 15 の表の第 3 号に規定する総務省令で定める者は、前条各号に掲げる者とする。